

第771号  
平成30年10月

# 天理市公報

発行 天理市  
編集 総務部総務課

## 目次

条 例	番号	頁数
・天理市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例	25	2
・天理市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	26	2
・天理市高原地域振興館条例	27	3
・天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	28	5
・天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	29	5
・天理市企業立地支援条例の一部を改正する条例	30	6
規 則	番号	頁数
・天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	23	6
・天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	24	7
・天理市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	25	11
・天理市高原地域振興館条例施行規則	26	19
・天理市指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則	27	25
・天理市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則等の一部を改正する規則	28	25
・天理市企業立地支援条例施行規則の一部を改正する規則	29	31
・天理市ボランティアセンター条例施行規則を廃止する規則	30	31
訓令甲	番号	頁数
・天理市臨時職員等取扱要綱の一部改正	11	31

告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	277	32
・放置自転車等の保管について	278	32
・公示送達について	279	32
・公示送達について	280	33
・公示送達について	281	33
・公示送達について	282	33
・放置自転車等の保管について	283	33
・放置自転車等の保管について	284	34
・指定代理納付者の指定について	285	34
・収納事務の委託について	286	34
・放置自転車等の保管について	287	34
・放置自転車等の保管について	288	34
・放置自転車等の保管について	289	34
・放置自転車等の保管について	290	35
・放置自転車等の保管について	291	35
・放置自転車等の保管について	292	35
・放置自転車等の保管について	293	35
・地縁による団体の認可について	294	35
・違反広告物の保管について	295	37
・放置自転車等の保管について	296	37
・放置自転車等の保管について	297	37
・放置自転車等の保管について	298	37
・放置自転車等の保管について	299	37
・平成30年度天理市一般会計補正予算（第4号）の要領について	300	37
・放置自転車等の保管について	301	44
・放置自転車等の保管について	302	44
・放置自転車等の保管について	303	44
・公示送達について	304	44
・公示送達について	305	44
・公示送達について	306	44
・放置自転車等の保管について	307	45
・放置自転車等の保管について	308	45
・公示送達について	309	45
・放置自転車等の保管について	310	45
・放置自転車等の保管について	311	45

・放置自転車等の保管について	312	46
<b>公 告</b>	<b>番号</b>	<b>頁数</b>
・農地利用集積計画の縦覧について	47	46
・指定特定相談支援事業所の廃止について	48	46
・一般競争入札について	49	46
・一般競争入札について	50	50
<b>教育委員会</b>	<b>番号</b>	<b>頁数</b>
・臨時教育委員会の招集について	13	52
<b>農業委員会</b>	<b>番号</b>	<b>項数</b>

・農業委員会の招集について	8	52
<b>公営企業</b>	<b>番号</b>	<b>頁数</b>
・天理市指定給水装置工事者の指定について【告示】	15	53
・一般競争入札について【公告】	21	53
・一般競争入札について【公告】	22	56
・天理市指定給水装置工事者の指定について【告示】	16	59
・平成30年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	23	60
・平成30年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	24	60

## 条 例

(平成30年9月25日揭示済)

天理市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第26号

天理市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

天理市議会の議決すべき事件に関する条例（平成26年12月天理市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（議決すべき事件）

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- （1） 総合計画の基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止に関する事。
- （2） 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更（軽微なものを除く。）又は廃止を求める旨の通告に関する事。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成30年9月25日揭示済)

天理市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第27号

天理市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

天理市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年9月天理市条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例

第1条及び第2条中「天理市長」を「天理市議会議員及び天理市長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される天理市議会議員の選挙について適用する。

(平成30年9月25日揭示済)

天理市高原地域振興館条例をここに公布する。

平成30年9月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第28号

天理市高原地域振興館条例

(設置)

第1条 本市の東部山間地域に広がる里山の豊かな自然環境の魅力を活かした地域の振興に関する活動を推進し、地域の活性化を図るため、本市に高原地域振興館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 高原地域振興館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市高原地域振興館	天理市福住町3902番地

(事業)

第3条 天理市高原地域振興館（以下「高原地域振興館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域における資源を活かしたにぎわいづくりに関すること。
- (2) 地域における子育て等の福祉の増進に関すること。
- (3) 情報通信技術を活用した就労機会の拡大に関すること。
- (4) その他必要な事業

(使用の許可)

第4条 高原地域振興館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、高原地域振興館の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。
- (3) 施設、設備等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他不相当と認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第6条 第4条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に高原地域振興館を使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料を減免することができる。

- (1) 公益上その他特別の理由があるとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めるとき。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由により高原地域振興館を使用することができなかつたとき、その他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、高原地域振興館の使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指示に従わないとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可の内容と著しく相違があるとき。
- (4) 第5条各号のいずれかに該当することとなつたとき。
- (5) その他管理上不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により高原地域振興館の使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合に使用者が損害を受けることがあつても、これに対し賠償の責めを負わない。

(入場の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、高原地域振興館への入場を制限することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (4) その他管理上不相当と認めるとき。

(原状回復)

第12条 使用者は、その使用を終了したとき、又は第10条第1項の規定により使用許可の取消し等があったときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第13条 高原地域振興館の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

別表（第7条関係）

天理市高原地域振興館使用料

(単位 円)

区分	9：00～ 13：00	13：00～ 17：00	超過料金1 時間につき
テレワークブースA、テレワークブースB、テレワークブースC、テレワークブースD	100	100	30
多目的室	300	300	100

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

(平成30年9月25日揭示済)

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月25日

天理市長 並 河 健

## 天理市条例第29号

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月天理市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第22条中「次条において」を「以下」に改める。

附則第2条中「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成30年9月25日揭示済)

天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月25日

天理市長 並 河 健

## 天理市条例第30号

天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正

する条例

天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成29年4月天理市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の天理市包括的支援事

業の実施に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のをいう。以下同じ。）については、同号の規定にかかわらずを「ついでには」、「に修了した場合には、同号」を「の間は、天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例第4条第1項第3号」に、「修了したものを」「主任介護支援専門員更新研修を修了しているもの」に改める。

附則第3項中「新条例」を「天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」に改め、「に係る最初の主任介護支援専門員更新研修」の次に「（同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員研修のうち最初のをいう。次項において同じ。）」を加える。

附則第4項中「新条例」を「天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成30年9月25日揭示済）

天理市企業立地支援条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第31号

天理市企業立地支援条例の一部を改正する条例

天理市企業立地支援条例（平成7年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（ホテル等事業者等を事業者とみなす場合の範囲等）

第14条 ホテル等事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設及びその附属施設において旅館・ホテル営業を営む企業をいう。以下同じ。）及び当該ホテル等事業者の事業に関し関連する企業として規則で定める企業については、当該企業を事業者とみなして、この条例の規定を適用することができる。

2 この条例をホテル等事業者及び前項の規定により事業者とみなされた企業（以下「ホテル等事業者等」という。）について適用する場合の投下固定資産については、第2条第7号中「同法第348条の規定により固定資産税を課することができない固定資産並びに賃貸用に所有する土地及び家屋を除く」とあるのは、「同法第348条の規定により固定資産税を課することができない固定資産を除く」とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（事業所設置奨励金の特例）

2 平成30年10月1日から平成36年3月31日までの間、指定事業者のうちホテル等事業者等に対する事業所設置奨励金については、市内におけるホテル等事業者等の事業所の操業開始後初めて当該事業所に係る固定資産税が賦課された年度の翌年度から起算して6年間交付する。この場合において、当該事業所設置奨励金の額は、投下固定資産に対して各交付年度の前年度に賦課された固定資産税額に相当する額に、100分の100を乗じて得た額とし、算出した事業所設置奨励金の額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の天理市企業立地支援条例の規定は、この条例の施行の日以後に企業立地奨励事業者として指定する事業所に対する奨励措置について適用し、同日前に企業立地奨励事業者として指定された事業所に対する奨励措置については、なお従前の例による。

## 規 則

（平成30年9月25日揭示済）

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月25日

天理市長 並 河 健

天理市規則第23号

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年4月天理市規則第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第27条」に改める。

第3条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第4条中「前条の報告」を「前条の規定による報告」に改め、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたものいづれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の長の職及び氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条の2の次に次の1条を加える。

（審査の申立ての教示）

第25条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第22条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

別記第19号様式及び別記第20号様式中「（第26条関係）」を「（第27条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成30年9月25日掲示済）

天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月25日

天理市長 並 河 健

天理市規則第24号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則（平成13年11月天理市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「、当該利用者が」を削り、同条第1号中「警察署長」を「利用者等が警察署長」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 事故又は疾病のため当該自転車等の利用者が医療機関へ搬送された場合その他自転車等を放置することについてやむを得ない理由があるとして、利用者等が市長に事故、疾病等申出書（様式第4号）を提出し、市長が適当と認めるとき。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 (第6条関係)

自転車等引取申請書

年 月 日

天理市長 様

住 所  
申請者 氏 名  
所有者との続柄  
電 話

次のとおり自転車等の引取りを申請します。

種 別 等	1 原動機付自転車 (標識番号 ) 2 自転車 (防犯登録番号又は車体番号 )
特 徴	
費用徴収の免除理由	盗難の被害届 届出日 年 月 日 届出先 _____ 警察署 受理番号 _____
	救急搬送 搬送日 年 月 日 担当署 _____ 消防署 搬送管理番号 _____
	その他の事由

※ 処 理 欄	整理番号		
	確認方法	1 自転車等の鍵 2 その他 ( )	ア 運転免許証 イ 会社員証 (職員証) ウ 学生証 エ 健康保険証 オ パスポート カ その他 ( )
	移動保管費	移動費 円	保管費 円 ・ 免除
	移動日	年 月 日	自転車等
	引渡日	年 月 日	受領確認
	放置場所	備考	

※欄は、記入しないでください。

平成30年10月

天理市公報

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第8条関係）

事故、疾病等申出書

発 生 年 月 日	年 月 日
発 生 場 所	
当 事 者	住 所 氏 名 生年月日 電話番号
種 別 等	1 原動機付自転車（標識番号 ） 2 自転車（防犯登録番号又は車体番号 ）
搬 送 先	
申 出 内 容	
備 考	

年 月 日

天理市長 様

上記の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

住 所  
氏 名  
当事者との続柄  
電話番号

※ 処 理 欄	整 理 番 号			
	本人確認方法	ア 運転免許証	イ 会社員証（職員証）	ウ 学生証
		エ 健康保険証	オ パスポート	カ その他（ ）
		確 認 日 時		担 当 者
関係機関への 確 認 結 果	確 認 先			
	確 認 結 果			

※欄は、記入しないでください。

平成30年10月

天理市公報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

(平成30年9月25日揭示済)

天理市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月25日

天理市長 並 河 健

天理市規則第25号

天理市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

天理市自転車等駐車場条例施行規則（平成13年11月天理市規則第35号）の一部を次のように改正する。  
様式第5号を次のように改める。

様式第5号 (第6条関係)

定期券等再交付申請書

年 月 日

指定管理者 様

住所  
申請者 氏名  
電話

次のとおり の再交付を受けたいので申請します。

利用 駐 車 場 名	<input type="checkbox"/> 天理駅前北地下自転車等駐車場 <input type="checkbox"/> 天理駅前南地下自転車等駐車場
利 用 区 分	<input type="checkbox"/> 一 般 <input type="checkbox"/> 学 生
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車 (標識番号 )
	<input type="checkbox"/> 自転車 (防犯登録番号又は車体番号 )
再交付申請理由	

備考 該当する口には、✓ 印を記入してください。

係 員 記 入 欄													
再 交 付 定期券カ ド 番 号													
旧 定期券カ ド 番 号													
受 付 担 当				シール番号	—								
再 交 付 年 月 日				年 月 日									

平成30年10月

天理市公報

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第7条関係）

駐車料減免申請書

年 月 日

天理市長 様

住 所  
申請者 氏 名  
電 話

次のとおり駐車料の減免を申請します。

利用駐車場名	<input type="checkbox"/> 天理駅前北地下自転車等駐車場 <input type="checkbox"/> 天理駅前南地下自転車等駐車場
利用区分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 学生
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車（標識番号 _____）
	<input type="checkbox"/> 自転車（防犯登録番号又は車体番号 _____）
期 間	<input type="checkbox"/> 一時利用 _____年 月 日～ _____年 月 日
	<input type="checkbox"/> 定期利用 <input type="checkbox"/> 1月 <input type="checkbox"/> 3月
減免申請理由	<input type="checkbox"/> 本市の機関が利用
	次の手帳の交付を受けている者が定期利用 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 該当する手帳の番号（ _____）
	<input type="checkbox"/> 公益上特に必要（ _____）

備考

- 1 該当する口には、✓印を記入してください。
- 2 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている定期利用者が減免の申請をする場合は、手帳を提示してください。

係 員 記 入 欄													
カード番号													
受付担当				シール番号	—								

平成30年10月

天理市公報

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第8条関係）

駐 車 料 還 付 申 請 書

年 月 日

天理市長 様

住 所  
申請者 氏 名  
電 話

次のとおり駐車料の還付を受けたいので申請します。

利用 駐 車 場 名	<input type="checkbox"/> 天理駅前北地下自転車等駐車場 <input type="checkbox"/> 天理駅前南地下自転車等駐車場					
利 用 区 分	<input type="checkbox"/> 一 般 <input type="checkbox"/> 学 生					
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車（標識番号 _____）					
	<input type="checkbox"/> 自転車（防犯登録番号又は車体番号 _____）					
既 納 駐 車 料						円
振 込 先	金融機関名		支店名		種別	普通・当座
	口座番号		フリガナ			
			口座名義人			

備考

- 1 定期券（ICOCA定期券は除く。）及び定期駐車券を必ず添付してください。
- 2 該当する口には、✓ 印を記入してください。

係 員 記 入 欄													
カード番号													
受付担当				シール番号	—								

平成30年10月

天理市公報

様式第9号を次のように改める。

様式第9号(第11条関係)

自転車等引取申請書

年 月 日

天理市長 様

住所  
申請者 氏名  
所有者との続柄  
電話

次のとおり自転車等の引取りを申請します。

撤去日	年 月 日	※ 整理番号	
利用駐車場	駐車場		
種別等	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車(標識番号 ) <input type="checkbox"/> 自転車(防犯登録番号又は車体番号 )		
特徴			
盗難の被害届	有 ・ 無		
	有の場合	届出日	年 月 日 届出先 警察署

※ 処理欄	確認方法	1 自転車等の鍵 2 その他 ( )	ア 運転免許証 ウ 学生証 オ パスポート	イ 会社員証(職員証) エ 健康保険証 カ その他 ( )
	引渡日	年 月 日	自転車等 受領印	
	備考			

備考 ※欄は、記入しないでください。

係員記入欄												
カード番号												
受付担当						シール番号	—					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成30年9月25日揭示済)

天理市高原地域振興館条例施行規則をここに公布する。

平成30年9月25日

天理市長 並 河 健

天理市規則第26号

天理市高原地域振興館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天理市高原地域振興館条例（平成30年9月天理市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 天理市高原地域振興館（以下「高原地域振興館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 高原地域振興館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は休館することができる。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条の規定による許可を受けようとする者は、天理市高原地域振興館使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日の属する月の6月前の初日から使用を開始しようとする日の5日前までの間に提出するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、天理市高原地域振興館使用許可書（様式第2号）を交付する。この場合において、管理上必要があるときは、条件を付することができる。

2 高原地域振興館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、高原地域振興館を使用できなくなったときは、直ちに天理市高原地域振興館使用取消届（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(減免の申請)

第6条 使用料の減免を受けようとする者は、天理市高原地域振興館使用料減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可を受けていない施設等を使用しないこと。
- (2) 使用を終わったときは、直ちにその旨を高原地域振興館の管理者（以下「管理者」という。）に届け出ること。
- (3) 使用に関して施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を管理者に届け出て、その指示に従うこと。
- (4) その他管理者の指示に従うこと。

第8条 高原地域振興館に入館した者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 高原地域振興館内で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 高原地域振興館を不潔にしないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を管理者に届け出て、その指示に従うこと。
- (5) その他管理者の指示に従うこと。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(天理市事務分掌規則の一部改正)

2 天理市事務分掌規則（平成9年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

平成30年10月

天理市公報

第4条の2企画政策係の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。  
(9) 天理市高原地域振興館に関する事。

様式第1号（第4条関係）

天理市高原地域振興館使用申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所  
          (団体名                    )  
(代表者) 氏名  
          (電 話                    )

天理市高原地域振興館の使用の許可を次のとおり申請します。

使 用 目 的	
使 用 施 設	
使 用 日 時	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで
使 用 人 員	名
使 用 料 金	円
備 考	

様式第2号（第5条関係）

天理市高原地域振興館使用許可書

年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで申請のあった天理市高原地域振興館の使用について、次のとおり許可します。

使用目的	
使用施設	
使用日時	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで
使用人員	名
使用料金	円
許可の条件	





(平成30年9月25日揭示済)

天理市指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月25日

天理市長 並 河 健

天理市規則第27号

天理市指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

天理市指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定等に関する規則（平成25年9月天理市規則第28号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「事業者番号」を「事業所番号」に、「定款・寄附行為等及びその登録事項証明書」を「登記事項証明書」に、

「

11	運営規程
----	------

を

」

「

11	運営規程
12	その他

に改める。

」

様式第4号中「事業者番号」を「事業所番号」に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(平成30年9月25日揭示済)

天理市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月25日

天理市長 並 河 健

天理市規則第28号

天理市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則等の一部を改正する規則

(天理市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部改正)

第1条 天理市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年3月天理市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「届出」を「申請」に改める。

第5条第8号を削り、第9号を第8号とする。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第3条関係）

天理市指定介護予防支援事業所指定内容変更届出書

年 月 日

天理市長 様

所在地

届出者 名称

代表者氏名 印

下記のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号												
指定内容を変更した事業所		名 称												
		所在地												
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容												
1	事業所の名称	(変更前)												
2	事業所の所在地													
3	主たる事務所の所在地													
4	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名													
5	登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）	(変更後)												
6	事業所の平面図													
7	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所													
8	運営規程													
9	介護支援専門員の氏名及びその登録番号													
変 更 年 月 日		年 月 日												

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第4号中

「

介護保険事業者番号										
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

「

介護保険事業所番号										
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

様式第5号中「届出者」を「申請者」に、

「

役員の氏名、生年月日及び住所	別添のとおり
誓約書	別添のとおり
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	別添のとおり

を

「

誓約書	別添のとおり
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	別添のとおり

に改める。

(天理市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部改正)

第2条 天理市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年3月天理市規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号備考第7項中「保健薬局」を「保険薬局」に同号備考第8項中「当該申請に係る地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項」及び「役員の氏名、生年月日及び住所」を削る。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第3条関係）

天理市指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型  
介護予防サービス事業所指定事項変更届出書

年 月 日

天理市長 様

所在地  
届出者 名称  
代表者氏名 印

下記のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号												
指定内容を変更した事業所（施設）		名 称												
		所在地												
サ ー ビ ス の 種 類														
変 更 が あ っ た 事 項		変更の内容												
1	事業所・施設の名称	(変更前)												
2	事業所・施設の所在地													
3	申請者の名称													
4	主たる事務所の所在地													
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名													
6	登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）													
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等													
8	事業所・施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	(変更後)												
9	運営規程													
10	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関													
11	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制													
12	本体施設、本体施設との移動経路等													
13	併設施設の状況等													
14	介護支援専門員の氏名及びその登録番号													
変 更 年 月 日		年 月 日												

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第4号及び様式第5号中「事業者」を「届出者」に、「介護保険事業者番号」を「介護保険事業所番号」に改める。

様式第6号中

「

役員の氏名、生年月日及び住所	別添のとおり
誓約書	別添のとおり
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	別添のとおり

を

「

誓約書	別添のとおり
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	別添のとおり

に改める。

」

(天理市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部改正)

第3条 天理市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成30年3月天理市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「届出」を「申請」に改める。

第5条第7号中「及び住所」を「、住所及び経歴」に改め、同条第8号を削り、第9号を第8号とする。

様式第2号中「介護保険事業者番号」を「介護保険事業所番号」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第3条関係）

天理市指定居宅介護支援事業所指定内容変更届出書

年 月 日

天理市長 様

所在地  
届出者 名称  
代表者氏名 印

下記のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

介護保険事業所番号														
指定内容を変更した事業所		名 称												
		所在地												
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容												
1	事業所の名称	(変更前)												
2	事業所の所在地													
3	主たる事務所の所在地													
4	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名													
5	登記事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る。)	(変更後)												
6	事業所の平面図													
7	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴													
8	運営規程													
9	介護支援専門員の氏名及びその登録番号													
変 更 年 月 日		年 月 日												

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第4号中「介護保険事業者番号」を「介護保険事業所番号」に改める。  
様式第5号中「届出者」を「申請者」に、

「

役員の氏名、生年月日及び住所	別添のとおり
誓約書	別添のとおり
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	別添のとおり

を

」

「

誓約書	別添のとおり
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	別添のとおり

に改める。

」

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(平成30年9月25日掲示済)

天理市企業立地支援条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月25日

天理市長 並 河 健

天理市規則第29号

天理市企業立地支援条例施行規則の一部を改正する規則

天理市企業立地支援条例施行規則（平成7年3月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（ホテル等事業者等を事業者とみなす場合の範囲）

第13条 条例第14条第1項の規則で定める企業は、次に掲げる企業として市長が認めるものとする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業（以下「ホテル等営業」という。）に関し、実質的に運営している企業
- (2) ホテル等営業の用に供するための建物を建設し、当該建物を所有している企業
- (3) ホテル等営業の用に供するための設備等の工事を行い、当該設備等を所有している企業

様式第1号中「(9) 代表者の印鑑登録証明書」を

「(9) 代表者の印鑑登録証明書

(10) 事業者間の関連を証する書類（ホテル等事業者等に限る。）

(11) その他必要書類

」

に改める。

様式第7号中「3年間・5年間」を「年間」に、「初年度・2年度・3年度・4年度・5年度」を「年度」に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(平成30年9月28日掲示済)

天理市ボランティアセンター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

天理市長 並 河 健

天理市規則第30号

天理市ボランティアセンター条例施行規則を廃止する規則

天理市ボランティアセンター条例施行規則（平成21年3月天理市規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

## 訓令甲

(平成30年9月25日掲示済)

天理市訓令甲第11号

天理市臨時職員等取扱要綱（平成4年6月天理市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。  
平成30年9月25日

天理市長 並 河 健

第19条第2項中「切り上げる」を「切り捨てる」に改める。

別表事務職の項中「800円」を「820円」に、「940円」を「960円」に改め、同表技術職の項中「1,480円」を「1,490円」に、「1,275円」を「1,285円」に改め、同表技能職の項中「1,145円」を「1,160円」に、「800円」を「820円」に、「850円」を「870円」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

## 告 示

（平成30年9月6日揭示済）

### 天理市告示第277号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年9月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成30年9月6日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成30年9月6日から平成30年11月4日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
  - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 移動・保管費用（1台につき）
    - ア 移動費 2,050円
    - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先  
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778  
天理市総務部防災安全課地域安全係 電話 0743-63-1001

（平成30年9月6日揭示済）

### 天理市告示第278号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年9月6日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（平成30年9月6日揭示済）

### 天理市告示第279号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年9月6日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成30年9月7日揭示済)

天理市告示第280号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年9月7日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(平成30年9月7日揭示済)

天理市告示第281号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年9月7日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成30年9月7日揭示済)

天理市告示第282号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年9月7日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成30年9月7日揭示済)

天理市告示第283号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年9月7日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年9月10日揭示済)

## 天理市告示第284号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年9月10日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年9月11日揭示済)

## 天理市告示第285号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので告示する。

平成30年9月11日

天理市長 並 河 健

## (1) 名称及び住所地

株式会社トラストバンク

東京都目黒区青葉台3丁目6番28号住友不動産青葉台タワー14階

## (2) 納付させる歳入

インターネットを利用して納付するふるさと天理応援寄附金

## (3) 納付事務の取扱開始日

平成30年10月1日

(平成30年9月11日揭示済)

## 天理市告示第286号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納事務を下記の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年9月11日

天理市長 並 河 健

## 受託者

東京都目黒区青葉台3丁目6番28号住友不動産青葉台タワー14階

株式会社トラストバンク

代表取締役 須永 珠代

## 受託事務の範囲

インターネットを利用して納付するふるさと天理応援寄附金の収納事務

(平成30年9月11日揭示済)

## 天理市告示第287号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年9月11日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年9月12日揭示済)

## 天理市告示第288号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年9月12日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年9月13日揭示済)

## 天理市告示第289号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。  
平成30年 9 月13日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 9 月14日 掲示済)

天理市告示第290号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 9 月14日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 9 月18日 掲示済)

天理市告示第291号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 9 月18日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 9 月18日 掲示済)

天理市告示第292号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 9 月18日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 9 月19日 掲示済)

天理市告示第293号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 9 月19日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 9 月19日 掲示済)

天理市告示第294号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成30年 9 月19日

天理市長 並 河 健

記

名 称	白河自治会
規約に定める目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡</li> <li>・美化・清掃等区域内の環境の整備</li> <li>・集会施設の維持管理</li> <li>・その他本会会員等の融和と親睦</li> </ul>
区 域	<p>天理市櫛本町2708番地3、2708番地7～2708番地10、2708番地12、2708番地14、2708番地15、2761番地7、2766番地24～2766番地30、2766番地33、2766番地35、2766番地37、2766番地38、2766番地40～2766番地42、2770番地17、2770番地19、2770番地20、2770番地21、2770番地24、2770番地31、2770番地32、2770番地34、2770番地35、2770番地38、2770番地39、2770番地42、2770番地43、2770番地46～2770番地50、2770番地52、2770番地53、2770番地55、2770番地59～2770番地63、2770番地65～2770番地68、2774番地6、2774番地8、2774番地10～2774番地15、2775番地7、2775番地9～2775番地11、2775番地13～2775番地17、2778番地6～2778番地9、2782番地10、2782番地21、2782番地23～2782番地30まで、2783番地36、2783番地37、2783番地65、2783番地66、2783番地69、2783番地80、2783番地91、2783番地92、2783番地95～2783番地99、2783番地104、2783番地106、2783番地109～2783番地114、2784番地49、2784番地50、2784番地77、2784番地84～2784番地86、2784番地88、2784番地94、2803番地44、2803番地48～2803番地51、2803番地60、2803番地68、2803番地73、2803番地81、2803番地88の区域とする。</p>
主たる事務所	天理市櫛本町2770番地12
代表者の氏名及び住所	<p>山崎 邦吉 天理市櫛本町2770番地20</p>
裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）	なし
代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）	なし
規約に解散の事由を定めたときは、その事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法第260条の20の規定により解散する。</li> <li>・総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。</li> </ul>
認可年月日	平成30年9月19日

(平成30年9月21日揭示済)

天理市告示第295号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成30年9月21日

天理市長 並 河 健

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	クロネコヤマト	のぼり	4	櫛本町	H30.9.6	H30.9.6	市役所 地下駐車場
2	佐藤建材	立看板	2	西長柄町	H30.9.12	H30.9.12	
3	天理商工案内	立看板	1	川原城町	H30.9.13	H30.9.13	

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課 0743-63-1001 (内線330)

(平成30年9月21日揭示済)

天理市告示第296号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年9月21日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年9月25日揭示済)

天理市告示第297号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年9月25日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年9月26日揭示済)

天理市告示第298号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年9月26日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年9月27日揭示済)

天理市告示第299号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年9月27日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年9月27日揭示済)

天理市告示第300号

平成30年9月21日付で議決のあった平成30年度天理市一般会計補正予算(第4号)の要領は、次のとおりである。

平成30年9月27日



## 平成30年度天理市一般会計補正予算（第4号）

平成30年度天理市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124,948千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,829,167千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		288,578	500	289,078
	1 分担金	3,867	500	4,367
14 国庫支出金		3,521,477	66,701	3,588,178
	1 国庫負担金	2,964,870	11,292	2,976,162
	2 国庫補助金	537,433	55,409	592,842
15 県支出金		1,508,920	17,905	1,526,825
	1 県負担金	934,715	146	934,861
	2 県補助金	450,010	17,759	467,769
18 繰入金		1,138,360	11,808	1,150,168

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 基金繰入金	1,138,360	△27,168	1,111,192
	2 特別会計繰入金	0	38,976	38,976
20 諸収入		400,125	134	400,259
	5 雑入	257,182	134	257,316
21 市債		1,847,900	27,900	1,875,800
	1 市債	1,847,900	27,900	1,875,800
歳 入 合 計		24,704,219	124,948	24,829,167

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		277,361	△1,849	275,512
	1 議会費	277,361	△1,849	275,512
2 総務費		3,075,066	△21,795	3,053,271
	1 総務管理費	2,532,939	△14,274	2,518,665
	2 徴税費	296,290	△8,996	287,294
	3 戸籍住民基本台帳費	171,278	△3,908	167,370
	4 選挙費	44,505	127	44,632
	6 監査委員費	19,145	5,256	24,401
3 民生費		9,706,745	76,895	9,783,640
	1 社会福祉費	4,204,315	15,648	4,219,963

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 児童福祉費	4,315,466	61,327	4,376,793
	3 生活保護費	1,186,513	△80	1,186,433
4 衛生費		1,805,390	13,393	1,818,783
	1 保健衛生費	763,372	9,531	772,903
	2 清掃費	1,042,018	3,862	1,045,880
5 労働費		69,112	△12,354	56,758
	1 労働諸費	69,112	△12,354	56,758
6 農林費		753,636	7,556	761,192
	1 農業費	723,823	9,188	733,011
	2 林業費	29,813	△1,632	28,181
7 商工費		220,161	△2,402	217,759

	1 商工費	220,161	△2,402	217,759
8 土木費		3,057,741	△5,269	3,052,472
	1 土木管理費	147,421	3,951	151,372
	2 道路橋りょう費	427,586	2,107	429,693
	3 河川費	35,074	3,747	38,821
	4 都市計画費	2,338,256	△19,051	2,319,205
	5 住宅費	109,404	3,977	113,381
9 消防費		877,798	134	877,932
	1 消防費	877,798	134	877,932
10 教育費		2,183,407	41,039	2,224,446
	1 教育総務費	440,982	△10,353	430,629
	2 小学校費	483,142	38,604	521,746

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中学校費	千円 223,919	千円 32,944	千円 256,863
	4 幼稚園費	679,159	△25,705	653,454
	5 社会教育費	356,205	5,549	361,754
11 災害復旧費		25,020	29,600	54,620
	1 農林業施設災害復旧費	2,920	7,500	10,420
	2 公共土木施設災害復旧費	22,100	22,100	44,200
歳 出	合 計	24,704,219	124,948	24,829,167

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備事業	千円 1,000	証書借入れ 又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
中学校整備事業	1,500			
計	2,500			

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業	千円 80,000	証書借入れ 又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	千円 80,800	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
小学校整備事業	22,600				31,200			
幼稚園整備事業	33,400				38,500			
災害復旧事業	11,300				22,200			

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
中 学 校 給 食 調 理 業 務 委 託 事 業	平成31年度	33,500 千円
南 中 学 校 整 備 事 業	平成31年度	87,284 千円

(平成30年9月28日揭示済)

天理市告示第301号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年9月28日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年10月1日揭示済)

天理市告示第302号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年10月1日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年10月1日揭示済)

天理市告示第303号

天理市自転車等駐車条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第2項の規定により告示する。

平成30年10月1日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年10月1日揭示済)

天理市告示第304号

公示送達について

下記の書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市社会福祉課で保管し、送達を受けるべき者から公布の申し出があればいつでも交付する。

平成30年10月1日

天理市長 並 河 健

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成30年10月2日揭示済)

天理市告示第305号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年10月2日

天理市長 並 河 健

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成30年10月2日揭示済)

天理市告示第306号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法

(昭和25年法律第226号) 第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年10月2日

天理市長 並 河 健

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成30年10月2日揭示済)

天理市告示第307号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年10月2日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年10月3日揭示済)

天理市告示第308号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年10月3日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年10月4日揭示済)

天理市告示第309号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、高齢者の医療の確保に関する法律第112条(昭和57年法律第80号)で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年10月4日

天理市長 並 河 健

送達を受けるべき者の住所及び氏名送達する書類名 略

(注意) 高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされず。

(平成30年10月4日揭示済)

天理市告示第310号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年10月4日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年10月5日揭示済)

天理市告示第311号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年10月5日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年10月 5 日 掲示済)

天理市告示第312号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年10月 5 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

# 公 告

(平成30年10月 1 日 掲示済)

天理市公告第47号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成30年10月 1 日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する

(平成30年10月 1 日 掲示済)

天理市公告第48号

指定障害児相談支援事業所の廃止について

平成30年 9 月30日付をもって下記の者を、指定特定相談支援事業所として廃止したので公告する。

平成30年10月 1 日

天理市長 並 河 健

### 記

- (1) 主たる事業者の名称・所在地  
特定非営利活動法人なら福祉会こころ 理事長 松本 年弘  
天理市海知町450番地
- (2) 廃止に係る事業所名称・所在地  
指定特定相談支援事業所 クオーレこころ  
天理市海知町450番地
- (3) 指定等の年月日  
平成30年 9 月30日
- (4) 種別  
指定相談支援事業所
- (5) 事業の主たる対象者  
障害者
- (6) 事業所番号  
指定特定相談支援事業所 2930900101

(平成30年10月 3 日 掲示済)

天理市公告第49号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成30年10月 3 日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 御経野市営住宅外壁塗装工事
- (2) 工事場所 天理市 杣之内町
- (3) 工事概要 御経野市営住宅  
(5戸建1棟、4戸4棟、計5棟21戸)  
外壁塗装工事  
(工事対象号室 104~124号室)  
・外壁塗装工事 1.0式  
・庇防水工事 1.0式  
・その他付帯工事 1.0式
- (4) 工 期 平成31年 2 月28日まで

- (5) 予定価格 17,452,800円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 変動型最低制限価格

最低制限価格は事後公表（事後決定）とし、税抜き予定価格に変動係数を乗じて得た額とする。変動係数は、開札日の入札書開封前に開札立会人のくじにより決定する。

## 第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している建築工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(3)までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法の規定による建設業の許可を、建築一式工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事業の総合評定値を有する者であること。
  - ④ 天理市が平成30年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成30年度）において建築工事の格付がB等級に位置づけされている者であること。
  - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ⑥ 本工事業の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
  - ⑦ 天理市に対して不誠実な行為のない者であること。
  - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事業を行う期間中、1名配置できること。
- ① 別表2の資格を有する者。
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
  - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事業にあっては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者。

## 第3 入札手続等

- (1) 担当部課  
〒632-8555  
天理市川原城町605番地  
天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 交付場所 (1)に同じ。

## 第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
  - ③ 提出部数 各1部
  - ④ 提出方法 持参すること。
  - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

## 第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市ホームページ内で公開。申請書及び資料を提出した者に対して仕様書を閲覧するために必要なパスワードを発行する。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
- ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
  - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留  
天理市役所 総務部 総務課 入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地  
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。  
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、再度、入札を行うものとする。この場合において、最低制限価格は初回の入札で決定した変動係数により算定したものを適用するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 免除
- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

## 別表（入札日程）

御経野市営住宅外壁塗装工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成30年10月3日（水）から 平成30年10月11日（木）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成30年10月3日（水）から 平成30年10月11日（木）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます。
質問書の提出期限	平成30年10月11日（木）まで <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成30年10月18日（木）発送
質問書への回答日	平成30年10月18日（木）発送
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成30年10月22日（月）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成30年10月25日（木）発送
入札書到着期限日	平成30年10月31日（水） <u>書留郵便にて</u> <u>日本郵便(株) 天理郵便局に必着のこと</u>
開札の日時	平成30年11月1日（木） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成30年11月1日（木） 午前11時30分

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(別表2)

配置技術者の資格 (いずれかに該当すること)

- ① 建築工事にし、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者
- ② 建築工事にし10年以上実務の経験を有する者
- ③ 建築工事にし、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
- ④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者
- ⑤ 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者
- ⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者

(平成30年10月3日揭示済)

天理市公告第50号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成30年10月3日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 社会資本整備交付金 道路修繕工事(舗装) 福祉センター線
- (2) 工事場所 天理市 福住町
- (3) 工事概要
 

工事延長	L=322.5m
堀削工	V=1120m <sup>3</sup>
舗装工	A=3470m <sup>2</sup>
区画線工	L=1054m
地盤改良工	A=3470m <sup>2</sup>
構造物撤去工	A=3330m <sup>2</sup>
縁石工	L=179m
- (4) 工期 平成31年2月28日まで
- (5) 予定価格 44,554,320円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 変動型最低制限価格

最低制限価格は事後公表(事後決定)とし、税抜き予定価格に変動係数を乗じて得た額とする。変動係数は、開札日の入札書開封前に開札立会人のくじにより決定する。

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している舗装工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)及び(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
  - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、舗装工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における舗装工事の総合評定値を有する者であること。
  - ④ 天理市が平成30年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成30年度)において舗装工事の格付がA等級に位置づけられている者であること。

- ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
- ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
  - ① 建設業法による技術検定のうち、検定種目を一級の土木施工管理、もしくは一級の建設機械施工とする資格を有する者。又は、技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」に係るものとするものに限る。）とする資格を有する者。もしくは、国土交通大臣が上記の者と同等以上の能力を有すると認定した者。
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
  - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、舗装工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者。
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者ではないこと。
  - 名称 (株)シードコンサルタント
  - 住所 奈良市芝辻町二丁目10番6号

### 第3 入札手続等

- (1) 担当部課
  - 〒632-8555
  - 天理市川原城町605番地
  - 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
  - 電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
  - ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 交付場所 (1)に同じ。

### 第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
  - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
  - ③ 提出部数 各1部
  - ④ 提出方法 持参すること。
  - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

### 第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場所 天理市ホームページ内で公開。申請書及び資料を提出した者に対して仕様書を閲覧するために必要なパスワードを発行する。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
  - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
  - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

### 第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留  
天理市役所 総務部 総務課 入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地  
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。  
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、再度、入札を行うものとする。この場合において、最低制限価格は初回の入札で決定した変動係数により算定したものを適用するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除
  - ② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効  
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

---

## 教育委員会

(平成30年9月19日揭示済)

天教告示第13号

平成30年9月19日午前10時30分から9月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。  
平成30年9月19日

天理市教育委員会  
教育長 森 継 隆

---

## 農業委員会

(平成30年9月27日揭示済)

天農委告示第8号

平成30年10月5日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。  
平成30年9月27日

天理市農業委員会  
会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する申請について
- 議案第2号 農地法第5条に関する申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 議案第4号 農用地利用配分計画について
- 議案第5号 その他
  - ①市街化区域の専決処分について(報告)

## 公営企業

(平成30年9月14日揭示済)

天理市上下水道局告示第15号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について  
平成30年9月14日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。  
平成30年9月14日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商号 (株) サンリフレホールディングス  
代表者 栗原 将  
住所 東京都渋谷区東1-26-20 東京建物東渋谷ビル12F

(平成30年9月18日揭示済)

天理市上下水道局公告第21号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成30年9月18日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並 河 健

## 第1 競争入札に付する事項等

- |          |                |          |
|----------|----------------|----------|
| (1) 工事名  | φ150mm配水管改良工事  |          |
| (2) 工事場所 | 天理市合場町・西井戸堂町地内 |          |
| (3) 工事概要 | 本設管布設工         |          |
|          | φ200mmDIP (GX) | L=0.8m   |
|          | φ150mmDIP (GX) | L=529.5m |
|          | 仮設管布設工         |          |
|          | φ150mm         | L=582.5m |
|          | 給水管布設工         |          |
|          | 給水装置           | 14箇所     |
|          | 付帯工            | 一式       |
| (4) 工期   | 平成31年3月15日まで   |          |
| (5) 予定価格 | 56,678,400円    |          |
- (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

## (6) 変動型最低制限価格

最低制限価格は事後公表（事後決定）とし、税抜き予定価格に変動係数を乗じて得た額とする。変動係数は、開札日の入札書開封前に開札立会人のくじにより決定する。

## 第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において土木一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、土木工事業（特定建設業に限る。）及び水道施設工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提

出締切日より1年7箇月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。

- ④ 局が平成30年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成30年度)において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけられている者であること。
  - ⑤ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
  - ⑦ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
  - ⑧ その他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者
  - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 内外エンジニアリング 株式会社 奈良営業所  
所在地 奈良県奈良市三条宮前町4-21 プレステ11番館

### 第3 入札担当部課

〒632-8558  
天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局 総務経営課 庶務係  
電話番号 0743-63-1001 内線804

### 第4 入札説明書の交付

- ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 交付場所 第3に同じ。

局ホームページからダウンロード可能

### 第5 競争入札参加資格の確認等

- (1) 本競争入札への参加希望者は、第2に掲げる資格を有することを証明するため、競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 申請書及び資料の提出
  - ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3に同じ。
  - ③ 提出部数 各1部
  - ④ 提出方法 持参すること。(郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。)

### 第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

#### (1) 仕様書の公開

次の日程で仕様書を公開し、申請書及び資料を提出した者に対して仕様書を貸与する。

- ① 公開期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 公開場所 第3に同じ。

#### (2) 仕様書に対する質問書の提出等

質疑の有無にかかわらず提出すること。

- ① 提出期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 提出場所 第3に同じ。
- ③ 提出方法 持参すること。(郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。)
- ④ 回答 別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、局総務経営課にて閲覧に供する。

### 第7 入札書等の提出等

- (1) 第5に掲げる申請書及び資料の提出により本競争入札参加資格を有することの確認を受けた者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書（様式第2号）及び請負代金内訳書（工事費内訳書。以下「入札書等」という。）を次のとおり提出すること。
- ① 入札書等に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により提出すること。
  - ② 入札書等の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし表側に工事名及び入札者名を記載した上で、工事費内訳書とともに外封筒に入れること。
  - ③ 外封筒の表面に、開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。
- (2) 入札書等の提出
- ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 送付先 〒632-8799  
日本郵便株式会社 天理郵便局 留  
天理市上下水道局 総務経営課 行
- (3) 入札書等を送付した後、入札書等の提出期限日までの間は、書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。
- (4) 競争入札参加資格者が、入札書等を送付しなかったとき又は入札書等が提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

#### 第8 開札

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局 2階大会議室

#### 第9 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、再度、入札を行うものとする。この場合において、最低制限価格は初回の入札で決定した変動係数により算定したものを適用するものとする。

#### 第10 くじを行う場合（落札者の決定）

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局 2階大会議室

#### 第11 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札を行った者は、入札無効とする。
  - ① 本入札に係る入札説明書に記載した競争入札参加資格がない者のなした入札
  - ② 本入札に係る入札説明書に記載した入札の方法によらない入札
  - ③ 虚偽の記載をした申請書及び資料を提出した者のなした入札
  - ④ 入札説明書、仕様書において示した入札条件等に違反した入札
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

#### 第12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

#### 第13 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

#### 第14 問い合わせ先

第3に同じ。



- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において土木一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、土木工事業（特定建設業に限る。）及び水道施設工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7箇月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
  - ④ 局が平成30年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成30年度）において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけられている者であること。
  - ⑤ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
  - ⑦ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
  - ⑧ その他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者
  - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- 名称 株式会社 ウェスコ 奈良営業所  
所在地 奈良県奈良市大宮町7-2-5 田村ビル

### 第3 入札担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務経営課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線804

### 第4 入札説明書の交付

- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 交付場所 第3に同じ。

局ホームページからダウンロード可能

### 第5 競争入札参加資格の確認等

- (1) 本競争入札への参加希望者は、第2に掲げる資格を有することを証明するため、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 申請書及び資料の提出
  - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3に同じ。
  - ③ 提出部数 各1部
  - ④ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）

### 第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

- (1) 仕様書の公開

次の日程で仕様書を公開し、申請書及び資料を提出した者に対して仕様書を貸与する。

① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 公開場所 第3に同じ。

(2) 仕様書に対する質問書の提出等

質疑の有無にかかわらず提出すること。

① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 第3に同じ。

③ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）

④ 回答 別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、局総務経営課にて閲覧に供する。

第7 入札書等の提出等

(1) 第5に掲げる申請書及び資料の提出により本競争入札参加資格を有することの確認を受けた者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書（様式2号）及び請負代金内訳書（工事費内訳書。以下「入札書等」という。）を次のとおり提出すること。

① 入札書等に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により提出すること。

② 入札書等の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし表側に工事名及び入札者名を記載した上で、工事費内訳書とともに外封筒に入れること。

③ 外封筒の表面に、開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。

(2) 入札書等の提出

① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。

② 送付先 〒632-8799

日本郵便株式会社 天理郵便局 留  
天理市上下水道局 総務経営課 行

(3) 入札書等を送付した後、入札書等の提出期限日までの間は、書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。

(4) 競争入札参加資格者が、入札書等を送付しなかったとき又は入札書等が提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第8 開札

① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

② 場 所 天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 2階大会議室

第9 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、再度、入札を行うものとする。この場合において、最低制限価格は初回の入札で決定した変動係数により算定したものを適用するものとする。

第10 くじを行う場合（落札者の決定）

① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

② 場 所 天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 2階大会議室

第11 入札の無効

(1) 次に掲げる入札を行った者は、入札無効とする。

① 本入札に係る入札説明書に記載した競争入札参加資格がない者のなした入札

② 本入札に係る入札説明書に記載した入札の方法によらない入札

③ 虚偽の記載をした申請書及び資料を提出した者のなした入札

④ 入札説明書、仕様書において示した入札条件等に違反した入札

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

第12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

第13 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第14 問い合わせ先

第3に同じ。

別表 (入札日程)

φ500～300mm配水管改良工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成30年9月19日(水)から 平成30年10月3日(水)まで
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成30年9月19日(水)から 平成30年10月3日(水)まで
質問書の提出期限日	平成30年10月9日(火)
競争入札参加資格の確認結果の通知日	平成30年10月12日(金)
質問書への回答日	平成30年10月12日(金)
競争入札参加資格がないとした場合の 説明要望書提出期限日	平成30年10月16日(火)
競争入札参加資格がないとした場合の 当該理由の回答日	平成30年10月19日(金)
入札書提出期限日	平成30年10月22日(月)
開札の日時	平成30年10月23日(火) 午前11時
くじを行う場合の日時	平成30年10月23日(火) 午後3時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(平成30年9月20日揭示済)

天理市上下水道局告示第16号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成30年9月20日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成30年9月20日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商号 岡田水道工業所

代表者 岡田 晃郎

住所 奈良県天理市檜垣町466番地

(平成30年9月20日揭示済)

## 天理市上下水道局公告第23号

平成30年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成30年9月20日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
櫛本北第11処理分区	中町の一部

(平成30年10月3日揭示済)

## 天理市上下水道局公告第24号

平成30年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成30年10月3日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第5処理分区	岩室町の一部